

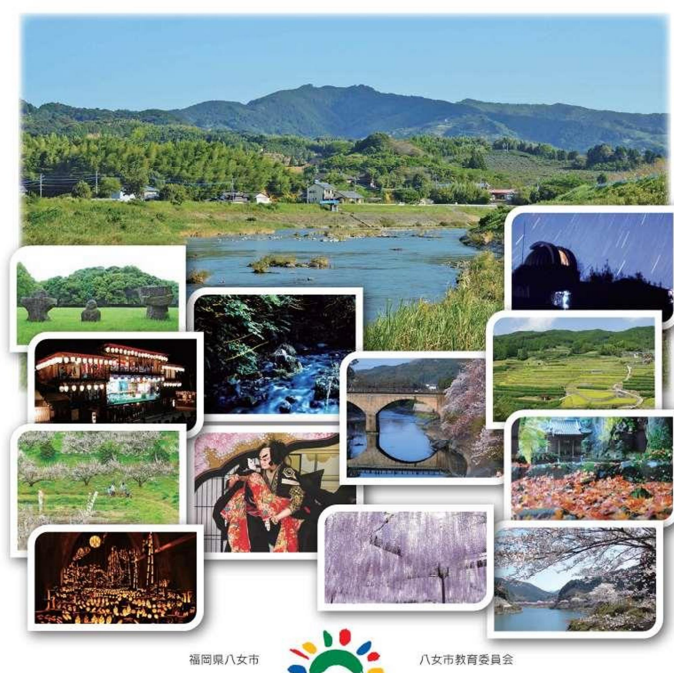
第3次 八女市教育大綱

茶のくに
八女・奥八女
CHAKONIKUNI DISTRICT

副読本

八女ふる里学

改訂版



【八女ふる里学】

八女ふる里学は、八女の自然、歴史、産業、まつり、郷土の先人などに関する学習を深めるための副読本として平成27年3月に作成、令和3年3月及び令和8年3月に改訂しました。

市立の全小学校及び義務教育学校（前期課程）にてこれを教材として使用し、八女のよさを見つけ、ふる里八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とする授業を実施しています。

令和8年3月
八女市

－ 目 次－

1. はじめに	．．．．．1
2. 教育大綱の位置づけ	．．．．．2
3. 教育大綱の実施期間	．．．．．2
4. 基本目標	．．．．．3
(1) 市総合計画の将来都市像	
(2) 教育の基本目標	
5. 重点課題	
(1) 学校教育・人権教育	
○市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む	．．．．．4
(2) 生涯学習・平和	
○市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重する	．．．．．6
(3) 歴史・文化	
○市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会にする	．．．．．7
(4) スポーツ	
○市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できる	．．．．．8

1. はじめに

平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。このなかで、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針について、「教育大綱」として策定することが規定されました。また、同法では「教育大綱」の策定にあたっては、地方公共団体の長が設置する「総合教育会議」にて協議することとされています。



本市におきましても、市長、教育長及び教育委員で構成する「八女市総合教育会議」において協議、調整を進め、令和3年に「第2次八女市教育大綱」を策定しました。「第5次八女市総合計画」を基本とする本大綱及び主な施策・事業を具体的に定めた「教育施策要綱」により取組を進めてきました。

この度、八女市教育大綱の基本となる「第5次八女市総合計画」が5年間の前期基本計画の期間満了により、後期基本計画を策定しました。総合計画との整合性を図るため、令和8年度から5年間を実施期間とする「第3次八女市教育大綱」を策定するものです。

総合計画では、将来都市像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」としており、教育分野においては「ふるさとを愛する人づくり」を基本目標に掲げております。

「第3次八女市教育大綱」においても、総合計画に基づき、家庭・地域・学校が連携し、次世代を担う子どもたちの自尊感情や生まれ育った地域への郷土愛を育み、子どもから大人まで一人ひとりの市民が生涯にわたって活躍できる施策を展開するために、この大綱を策定します。

令和8年3月

八女市長 箕原 悠太郎

4. 基本目標

(1) 市総合計画の将来都市像

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女

(2) 教育の基本目標

ふるさとを愛する人づくり

学校教育・人権教育

市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力
(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を育む

生涯学習・平和

市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、
平和を尊重する

歴史・文化

市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと
豊かさが満ちた地域社会にする

スポーツ

市民が日頃からスポーツに参加し、
心身ともに健康に生活できる

【教育の基本目標と関連するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール（目標）】



5. 重点課題

(1) 市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む

基本事項1

・心と体の健康づくりの推進

子どもたちの心の問題がより複雑化・深刻化しており、専門的なケアが必要です。児童生徒の心と体の健康を確保するために、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら、教育相談活動の充実を図ります。

不登校児童生徒への支援については、関係機関との連携を強化することで学校復帰を支援したり、社会とのつながりを維持するための居場所づくりに努めるとともに、学びの多様化学校を設置し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な学びの場を提供します。

また、食育の推進や、安全・安心で魅力ある給食の充実を図ることで、児童生徒の健やかな体の育成に取り組みます。

基本事項2

・学力の向上

変化の激しい社会を生きる力を育み、地域を担う人材を育てることは大切な未来投資です。確かな学力の向上のために、主体性を育む教育、連続した学びを実現する小中一貫教育の充実を図ります。

また、郷土愛を育むために、八女市の良さ、素晴らしさについて、発達段階や指導内容に応じた学習の充実に努めます。

基本事項3

・教育環境の整備・充実

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備に努めるとともに、安全性・防犯性・衛生的な環境を整え、誰もが安心・安全に利用できる施設整備に取り組みます。特に、近年の猛暑対策や災害時の避難所としての機能強化のための整備を計画的に進めます。

また、児童生徒の安全な通学路の確保のため 危険個所の改善やスクールバスの運行などの教育環境の整備・充実に取り組みます。

さらに、各学校の特色化を推進することにより、児童生徒や保護者から「選ばれる学校づくり」を進め、魅力ある教育環境を構築します。

基本事項4

・人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進

様々な人権課題の解決と一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のために、人権尊重精神育成のための人権教育の推進が求められています。そのため、児童生徒の人権に関する知的理解の深化と、人権感覚育成に向け、人権学習指導資料の見直しや作成とそれを用いた各学校での授業実施を促します。また、教職員研修及び児童生徒を対象とした人権学習へ人権・同和教育指導主事の派遣を行います。

併せて、八女市人権・同和教育研究協議会学校教育部会と連携し、学習会充実のための支援に努めます。

基本事項5

・人権尊重の視点に立った学校づくりの推進

児童生徒の人権尊重精神が育成されるためには、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校であることが重要です。

そのため、学校における人権・同和教育の取り組みが、校長のリーダーシップの下、人権・同和教育担当者が人権・同和教育推進の中心的役割を担い、組織的・計画的に推進されることが大切です。

なかでも児童生徒が多く時間を過ごすそれぞれの学級が、自他の良さを認め合える人間関係づくりが出来る場であることが求められます。

各学校における人権・同和教育の目標が達成されるよう、人権尊重の視点に立った学校づくりや教職員研修の充実に向けた支援を行います。

(2) 市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重する

基本事項1

・学習機会の充実

人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍など様々な要因により市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化しています。人生100年時代と言われる超長寿社会を迎える中で、社会の変化や地域の実態に対応した生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を生かせるしくみづくりを推進します。

基本事項2

・家庭・地域・学校の連携と地域の教育力の向上

幅広い住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指す、地域学校協働活動事業を推進します。

基本事項3

・読書活動の推進

図書館ボランティアを通じた市民との協働により、市民に親しまれる図書館づくりを推進します。また、子どもの読書活動を推進するため、本との出会いの場を提供し、読書習慣の育成に努めます。

生涯学習の拠点として、市民のニーズに応じた資料や情報を計画的かつ積極的に収集・提供し、親しみやすく利用しやすい図書館づくりを行います。また、より利用しやすい図書館を目指し、ソフト面の機能拡充を推進します。

基本事項4

・青少年の健全育成・体験活動の推進

子どもを取り巻く環境は、少子化、デジタル化、グローバル化など大きく変化しています。子どもたちが自主性、社会性を身につけ、社会の一員として成長するために、有効な自然体験、社会体験等の様々な活動プログラムの提供・充実に取り組みます。

基本事項5

・平和意識の普及・高揚

平和は安心して生活していくための大前提であり、「平和の火」を灯し続ける八女市として、平和の大切さと戦争の非人道性を次世代に伝え、市民の平和意識の高揚を図ります。

(3) 市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会にする

基本事項1

・文化や芸術への参加・鑑賞の推進

異なる文化的背景や多様な興味、生活環境を持つ市民が共存する現代社会において、多様なニーズに応じた文化芸術の振興が課題となっています。市民会館や美術館などの文化施設だけでなく地域のあらゆる場所で、市民が気軽に文化や芸術に親しめる機会の充実に努めます。

基本事項2

・子どもが文化や芸術に触れる機会の充実

次世代を担う子どもたちが分け隔てなく文化や芸術を享受できるように、身近に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。子どもを対象にした事業を積極的に展開し、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育てることを推進します。

基本事項3

・地域の伝統文化の保存・継承

地域の伝統文化は、近年の急速な社会構造の変化や、伝統を担う人々の高齢化により、その歴史的な資源を次世代に継承することが課題となっています。無形民俗文化財の記録・保存と継承のための取組みの推進を図っていきます。

基本事項4

・観光振興や地域振興等につなげる取組みの推進

古代からの歴史的遺産や、それらを礎に育まれてきた八女ゆかりの文化・芸術を幅広く活かした魅力発信事業や鑑賞機会を充実させます。これらの活動を通じて、市民がふるさとへの誇りと愛着を深め、その「文化の力」を教育の場から観光や地域振興等に繋げます。

基本事項5

・文化財の保存活用の推進

埋蔵文化財等の適切な集積・保存体制を確立し、郷土の歩みを次世代へ正しく継承するための基盤を整えます。「磐井の戦い1500年記念事業」をはじめとして、本物の資料から八女の歴史を深く知るさまざまな学習の場を通じて、専門的な展示や教育活動を充実させます。

(4) 市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できる

基本事項1

・スポーツ人口の増加

スポーツや健康づくりへの取り組みは、体力向上のみならず、豊かな精神を育みます。

本市は平成28年5月に「スポーツ・健康づくり都市」を宣言しており、今後も健康寿命の延伸を目指し、市民の健康意識を高め、積極的にスポーツに親しむ層を拡大する取り組みを推進します。

また、経験、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに触れられる機会を確保するため、多様なニーズ（初心者、高齢者、パラスポーツ等）に応じた教室やイベントの企画・開催に取り組みます。

基本事項2

・スポーツイベントによる交流人口の拡大

スポーツを介した市内外の交流は、競技への関心を高める重要な契機となります。スポーツイベントの開催や合宿誘致を積極的に行い、交流人口を拡大させるとともに、地域経済への波及効果を図ります。

基本事項3

・スポーツ施設の充実と適正配置

「八女市体育施設等管理計画」に基づき、老朽化した主要施設を計画的に改修・整備します。施設の適正配置に努めることで、安全性と快適な利用環境を維持・向上させます。

基本事項4

・スポーツ指導者の育成の推進

総合型地域スポーツクラブや八女市体育協会等と連携し、地域スポーツを支える指導者の育成に取り組みます。

また、少子化に伴う部活動の維持や教員の負担軽減といった課題に対応するため、国のガイドラインを踏まえた「部活動の地域展開」を推進し、受け皿となる地域団体の整備・支援とともに、質の高い指導者の確保・育成に努めます。



八女市公式イメージキャラクター

みどり ちゃん

八女市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

発行：八女市

〒834-0085 福岡県八女市本町647番地

電話：0943-23-1111

FAX：0943-24-2186